平成２８年（フ）第４３３号
千葉市稲毛区宮野木町1144番地２メゾン宮野木５号
債務者　松沼　友和
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５６号
千葉市若葉区桜木６丁目23番24号シティコスモ桜木105号
債務者　宮尾　節子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８４号
千葉県習志野市東習志野２丁目18番55―1101号
債務者　韮澤亜紀子（旧姓太田・津波古）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番15棟108号
債務者　関　　羊子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
三重県伊賀市ゆめが丘５―20―５レオパレス夢209号、住民票上の住所奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1691番地
債務者　脇田　真次
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１１号
京都府亀岡市下矢田町２丁目37番８号　サンライフ亀岡101号
債務者　岩﨑　武宏
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
京都府亀岡市千代川町北ノ庄東谷５番地１
債務者　伊藤　圭亮
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
広島市東区上大須賀町14番３―402号
債務者　上川　代太
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
香川県丸亀市飯野町東二甲1471番地３
債務者　臼杵　典子（旧姓岡田・唐渡）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４６号
香川県坂出市室町３丁目３番17号オメガ24―403号
債務者　杉本　俊一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１２０号
長崎県長崎市香焼町799番地
債務者　鐘ケ江勝美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地28、前住所青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅A14―４
債務者　柏崎　映基
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
仙台市太白区金剛沢１丁目４番８―401号
債務者　森　　明人
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
仙台市青葉区堤町３丁目８番２号　コーポノース仙台101、従前の住所仙台市青葉区愛子中央４丁目２番１号　アルビオンハイム202
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
宮城県角田市角田字野田130番地３
債務者　田村　智美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２９号
埼玉県越谷市東越谷８丁目89番地　ルレーブハイツ102号
債務者　佐久間正樹
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
水戸地方裁判所